

「保証のしくみ、保証制度について」

沖縄県信用保証協会

(平成22年5月末)

信用保証協会とは

- ・ 信用保証協会法に基づき設立された「特殊法人」
- ・ 中小企業が金融機関から貸付を受けるとき、その貸付金等の債務を保証

平成21年度保証実績

承諾金額1,290億円 承諾件数8,163件

- ・ 県融資制度、市町村小口融資制度も保証協会を活用
(小規模企業対策資金、創業者支援資金等)

平成21年度実績 (単位:件 百万円 %)

	保証承諾				保証債務残高			
	件数	金額	前年比		件数	金額	前年比	
			件数	金額			件数	金額
本 所	4,567	76,232	92.1	87.8	10,002	132,264	122.2	124.8
中部支所	2,408	35,970	95.0	89.9	5,527	60,909	119.7	123.4
北 部	558	8,088	92.5	79.7	1,103	12,482	120.9	118.4
宮 古	257	3,378	95.5	89.3	498	6,055	120.9	118.4
八 重 山	373	5,378	102.2	91.0	774	8,689	122.3	128.0
合 計	8,163	129,047	93.5	88.0	17,904	220,401	120.3	123.0

平成20年度実績 (単位:件 百万円 %)

	保証承諾				保証債務残高			
	件数	金額	前年比		件数	金額	前年比	
			件数	金額			件数	金額
本 所	4,957	86,846	192.8	209.3	8,187	105,949	124.6	155.7
中部支所	2,536	40,015	168.8	190.6	4,617	49,353	118.2	142.7
北 部	603	10,142	137.4	150.8	1,033	11,963	105.8	117.3
宮 古	269	3,784	145.4	159.6	412	5,113	110.8	128.5
八 重 山	365	5,910	161.5	167.0	633	6,788	117.2	134.8
合 計	8,730	146,691	177.3	195.3	14,882	179,168	120.3	147.0

保証のしくみ

①保証申込

金融機関へ融資のお申し込みをする際に、併せて保証の申込みを行います。
信用保証協会、あるいは金融機関、斡旋機関等(商工会、市町村等)へご相談ください。

②保証承諾

信用保証協会は、企業の事業内容や経営計画などを検討し、
保証の諾否を決め、金融機関に連絡します。

③融資

保証承諾の通知を受けた金融機関は資金を融資します。
このとき、信用保証料をご負担していただきます。

④償還

融資条件に基づき、借入金を金融機関に返済していただきます。

⑤代位弁済

万一、何らかの事情でご返済ができなくなった場合は、信用保証協会が中小企業者に
代わって、金融機関に借入金を返済します。

⑥返済

中小企業者にご相談しながら信用保証協会に借入金を返済していただきます。

保証のメリット

○金融機関からの借入がスムーズに進みます

これまで融資を受けたことがない、初めての取引でも公的な保証人「信用保証協会」が保証人となることで信用力の向上が図れます。また原則として第三者保証人を必要としません。

○有利な公的融資制度、ニーズに合わせた各種保証がご利用になれます

保証協会では資金の必要性に加え、お客様の将来性、企業家意欲を見出して保証します。信用保証制度にはセーフティネット保証(経営安定関連保証)、国の施策に基づく制度や、地方公共団体とタイアップした制度融資保証など、ニーズに合わせ多数の保証制度がございます。

○借入枠の拡大が図れます

お取引金融機関からの借入と保証付き借入との併用で借入枠の拡大が図れます。

保証限度額

無担保保証 8千万円 有担保保証 2億円

○担保設定に有利

保証協会に担保をご提供いただく場合登録免許税が軽減されます。(4/1000→1/1000)

保証対象者

中小企業者が保証対象(中小企業保険法により定義)

規模は資本金・従業員により以下の通りとなっている。

(資本金・従業員のいずれかが、該当しなければならない。)

業種(法人) ※1	資本金	従業員数
製造業など(運送業・建設業を含む)	3億円以下	300人以下
ゴム製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業(飲食店含む)	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業/情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
医療法人 ※2 (医療業を行う個人)		300人以下 (100人以下)

※1 個人の場合、従業員数は上記法人と同じです。

※2 医療業を主とする法人の場合、従業員数が300人以下、個人では100人以下です。

従業員数について

- 決算書、申告書等の財務関係書類や社会保険の書類などのほか、直接聞き取りするなどして確認する。
 - ・ 家族従業員は、有給でも従業員に数えない
 - ・ 会社の役員は従業員に数えない
 - ・ 従業員数は、臨時的な従業員であっても、常用雇用関係にあると認められる場合は、従業員数に含める

保証の対象となる業種

中小企業者が保証対象(中小企業保険法により定義)

- ・ 中小企業保険法施行令第1条において農業、林業、漁業、金融・保険業、以外の業種が指定され、この指定業種に属する事業が特定事業(保証対象事業)である。
- ・ **保証対象外業種(参考例)** ※実態が不明瞭な場合は、個別に協会までお問い合わせください。

農林漁業(林業の内素材生産業及び素材生産サービスを除く)

金融・保険業(保険媒介代理業及び保険サービスを除く)

風俗営業飲食業

(食事の提供を主目的とするもの並びに衛生水準を高め、及び近代化を促進するものを除く)

サービス業等の中で以下のもの

- ・興信所、易断所、観相業、相場案内業、
- ・競輪・競馬等の競争場・競技団 ・パチンコホール、射的場、場外馬券・車券場、競輪・競馬等予想業、
- ・特殊浴場業、モーテル、ラブホテル、アダルトショップ、テレホンクラブ、ヌードスタジオ、ストリップ劇場、ファッションマッサージ等(風営法2条6項～10項に掲げられている業種)
- ・民営職業紹介業(芸ぎあっせん業に限る)、
- ・集金業及び取立業(公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く)
- ・政治・経済・文化団体 ・学校法人 ・宗教団体

資金使途

- ・ 資金使途は対象業種の事業運営に必要な運転資金及び設備資金
- ・ 非対象業種と兼業の場合は、対象業種に係る資金使途の確認が必要
- ・ 農林・漁業・林業は対象外業種

参考例

対象 → 設備の増設、改良、補修、人件費、仕入資金、等

対象外 → 個人の生活費、個人の財産形成(投機、住宅など)、遊興資金
他社への利益供与資金、非対象事業への資金
違法行為の為の資金

業歴要件

- 一般保証では、業歴は必要ない。
- 県制度融資や、他制度保証では必要な場合がある。
- 業歴の起算日(参考)
 - 法人の場合、原則として設立登記年月日
 - 個人の場合、税務署等への事業開始届出日
 - 法人成りした場合は、個人の起算日から通算して取り扱います。

保証取扱いに制限がある者(主なもの)

- ・ 協会の代位弁済先で協会に対する求償債務の残高が残っている者
- ・ 銀行取引停止処分をうけている者
- ・ 休眠会社や、破産、会社更生法、民事再生法等の整理手続き中の者
- ・ 法人の代表者、連帯保証人等が代位弁済関係先の場合
- ・ 協会保証付融資の延滞等債務不履行がある者
- ・ 第三者の斡旋等を受けている者(金融斡旋屋など)
- ・ 反社会的な人(団体)の介在及び公序良俗に反する事業者

保証金額の最高限度

- 無担保保証・・・・・・・・・・8千万円
- 無担保保証の8千万円の中から
特別小口保証(無担保無保証人)
・・・・・・・・・・1,250万円
- 普通保証(有担保保証)・・・・・・・・2億円

貸付形式

- ・ 証書貸付
- ・ 手形貸付
（個別保証）（根保証枠）
- ・ 手形割引
（個別割引）（根保証枠）
- ・ 当座貸越
（当座貸越根保証）
（事業者カードローン当座貸越根保証）

貸付利率・保証期間

貸付利率

- ・金融機関所定の利率
 - ※ 制度保証はその制度に定められた貸付利率

保証期間

原則として

- ・運転資金7年以内
- ・設備資金10年以内
- ・運転・設備資金10年以内
 - ※ 制度保証はその制度に定められた保証期間以内
- ・当座貸越根保証と事業者カードローン当座貸越根保証は2年以内
- ・根保証手貸枠・手割枠は1年以内
 - ※ 協会が特別な事情があると認めた場合は、運転資金15年、設備資金25年まで可能
 - ※ 制度保証はその制度に定められた保証期間以内

返済方法

- ・ 一括返済
- ・ 分割返済
(証書貸付の分割払いは、原則元金均等分割返済)
- ・ 据置期間は
 運転資金6ヵ月、設備資金1年以内
- ・ 当座貸越・カードローンは契約のとおり

連帯保証人について

- 保証協会は、保証時の連帯保証人につき、必要に応じ徴求することとします。

(代表者、代表権を有する者、実質経営者等は連帯保証人とします。)

- 第三者連帯保証人は原則徴求いたしません。

第三者連帯保証人とはその会社や事業運営に関係のない第三者が連帯保証人になることです。

第三者連帯保証人の徴求基準

- ・ 第三者連帯保証人は原則禁止として徴求しませんが、以下のような時に徴求する場合がございます。
 - ① 実質的な経営権を有している者、営業許可名義人又は経営者本人の配偶者(当該経営者本人と共に、当該事業に従事する配偶者に限る)が連帯保証人となる場合
 - ② 経営者本人の健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
 - ③ 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出がある場合

金融機関貸付利率と保証料率

・ 金融機関の貸付利率

貸付利率は申込みする中小企業者と金融機関との調整で決定。
また、県融資制度や市町村小口融資制度など制度によって定められている場合もある。

・ 保証料率

申込みする中小企業者の経営状態に合わせ9段階(0.45%~2.2%)の保証料率から決定される。また、保証料は以下の二つの要因によりそれぞれ0.1%の割引を受けることもできる。

①有担保割引(不動産担保の提供がある場合)

②会計割引(国の推奨する「中小企業会計の指針」に沿った財務会計の処理がなされ、税理士等によりその証明ができる場合)

※ 制度により一定の保証料率に定められている場合もある。

責任共有制度について

信用保証協会と貸し手である金融機関は責任共有制度により連携して、中小企業者の支援に取り組んでいます。

信用保証協会と金融機関が責任共有の対象となっているそれぞれの融資に対して責任を共有しており、その割合は概ね信用保証協会が80%、金融機関が20%の負担となっております。それにより責任共有対象外の融資に比べ原則として保証料が低減します。

基本的に全ての保証が責任共有の対象となりますが以下の保証は対象から外れます。

- ・景気対応緊急保証
- ・経営安定関連保証(1号～6号)
- ・小口零細企業保証
- ・創業等関連保証
- ・特別小口保証
- ・求償権消滅保証

保証の種類

中小企業者の多様な資金ニーズに合わせて様々な保証制度がございます。

このようなときに	主な保証の種類
低金利・低保証料率の制度を活用したい	県融資保証 市町村小口融資保証
手続きを迅速に進めたい	金融機関提携保証 新1000保証
借入限度を決めて必要なときに借入したい	根保証 (手形貸付、手形割引、当座貸越、カードローン)
経済環境や災害などの外部要因によって業況が悪化している	経営安定関連保証1号～8号 景気対応緊急保証
借入を一本化し資金繰りを安定させたい	資金繰り円滑化借換保証
資金調達手段の多様化を図りたい	特定社債保証
売掛債権や棚卸資産を活用し資金調達したい	流動資産担保融資(ABL)保証
過去に保証協会が代位弁済したが、業況が回復しており、金融機関より資金調達を行いたい	求償権消滅保証

ご相談の窓口について

沖縄県信用保証協会では、中小企業の皆様の経営相談、再生支援・創業支援を充実・強化するために、平成20年4月より経営支援課を新設いたしました。皆様の経営の実情に応じて適切なアドバイスを行うとともに、積極的かつ親身にサポートし、これまでになかった様なサービスも展開してまいります。沖縄県中小企業再生支援協議会、市町村商工会議所、金融機関等との関係機関とも連携を深めながら、支援体制のネットワーク構築にも取り組んでおりますので、お気軽にご相談ください。

沖縄県信用保証協会

○経営支援課

那覇市前島3丁目1番20号

TEL 098(863)―5300

○経営支援課

中部分室 沖縄市南桃原3丁目22番11号メゾン桃山1階

TEL 098(933)―6091